

議案第49号
宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

固定資産税関係		
<ul style="list-style-type: none"> ◎ わがまち特例の追加 ○ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設 		
<p>改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を、1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市の条例で定める割合で減額することとされた。本市では、1/3を減額する割合として乗じることとする。</p> <p style="text-align: right;">※施行日：公布の日</p>	市税条例	改正の概要
	附則第9条の2	法律改正に合わせた改正
附則第9条の3		
個人市民税関係		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境税の賦課徴収 		
<p>国税である森林環境税について、個人市民税の均等割と併せて賦課徴収を行う。</p> <p style="text-align: right;">※施行日：R6.1.1</p>	市税条例	改正の概要
	第35条の9	法律改正に合わせた改正
	第39条	
	第41条の2	
	第45条	
	第49条	
第49条の2		
第49条の6		
軽自動車税関係		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 三輪以上の特定小型原動機付自転車の区分変更 		
<p>ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、三輪以上の特定小型原動機付自転車の種別割の税率を2,000円とする。</p> <p style="text-align: right;">※施行日：R5.7.1</p>	市税条例	改正の概要
	第79条(1)エ	法律改正に合わせた改正

※その他、法律改正に合わせた所要の整備